

【安藤昌益研究の最前線（その7）】

安藤昌益の真営道医学を伝承した江戸の町医・川村真斎
の処方収集書『真斎聚方』の巻頭部分における処方群の
「出典」の考証と『真斎方記』との内容的同一性、および
『真斎方記』の成立過程についての考察

——『真斎方記』は、『類聚方』からの抜粋ではなく、
『類聚方集覧』からの抜粋である。さらに、真斎の「抄出方法」
から『真斎謾筆』が、稿本『自然真営道』の内容を「どれほど
反映したものであるか」、について再考する。

和田耕作

（KOSAKU WADA）

◇ 1 はじめに

『真斎聚方』（内藤記念くすり博物館蔵本）の巻頭部分（おもにNo.1～28、
〔以下、例えばNo.3とは、二丁のウラと三丁のオモテの見開き頁をさす。〕）
における処方群の「出典」の考証は極めて重要である。
なぜなら、この部分と『真斎方記』（東京国立博物館蔵本）とは、その

内容的な同一性と相互関連性が極めて緊密であることが確認されたからである。

一言にして要約すれば、この『真斎聚方』の巻頭部分を基盤として、
『真斎方記』が成立するに至っている、と断言できるからである。

そして、『真斎聚方』の巻頭部分と『真斎方記』の成立については、
吉益東洞の『類聚方』ではなく、『類聚方集覧』（雉間暘谷・標註）、
『古方兼用丸散方』（田口鼎信庵・集撰）などが、それらの「出典」
であることが、このたび判明したのでここに報告したい。

さらに、『真斎方記』における真斎の筆写・妙出方法などから、これまで指摘され
てきた川村真斎の『真斎謾筆』と昌益の稿本『自然真営道』との内容的同一性の議論
についても、少しく考察を加えておきたいと思う。

▼【考証のための主要文献一覧】▼

- ・川村真斎・稿『真斎聚方』（内藤記念くすり博物館蔵本）
- ・川村真斎・稿『真斎方記』（東京国立博物館蔵本）
- ・『古方兼用丸散方』（田口鼎信庵・集撰、文化元年〔1804〕刊、和田文庫蔵本）〔表題「古方丸散方」、略称「丸散方」〕
田口鼎信庵は、「東武城北千住飛鳥山下」の人である。
- ・『古方分量考』（立花貞庵・著校、寛政七年〔1795〕刊〔後印本〕、和田文庫蔵本）〔初刊は、寛政五年〕
立花貞庵（生没年不詳）は、江戸の人である。
- ・『類聚方集覧』（雉間暘谷・標註、享和三年〔1803〕刊、和田文庫蔵本）
雉間暘谷（きじまようこく、生没年不詳）は、上総の人で、名は煥（あきら）、字は子炳（しへい）である。
- ・舟山寛・撰『錦城先生経験方』（文化五年〔1805〕写、内藤記念くすり博物館蔵本）
「錦城先生」とは、川村真斎の父・川村寿庵のこと。舟山寛は、川村寿庵の門人で、著書に『医論』などがある。

◇ 2 吉益東洞の処方「十二律方」について

——『真齋聚方』の巻頭部分（No.1～2）の「出典」の考証、
および『真齋方記』（No.40～41）との比較と考察

真齋は、『真齋聚方』の巻頭に、まず吉益東洞の処方「十二律方」を記載している。

この「十二律方」は、多くの「丸散方」の処方集でも、巻頭に記載されているという

（後出、鈴木論文による）。

最初には、次の処方が記載されている（以下の処方名は省略し、別表に示す）。

（・最初に記載されている処方の例・）

○ 人參大黃丸 （名大簇） 治心下痞鞭大便難者

大黃 十兩 黃芩 人參 各五兩

●・【考察1】・●

・真齋の「十二律方」は、『古方兼用丸散方』からの記載である

東洞の「十二律方」の処方を、真齋は何によって記載したのであろうか。それは、『古方兼用丸散方』（以下、『丸散方』）という書物である。その「主治文」と薬物の分量もすべて、この書物によって記載している。ただし、「人參大黃丸」の処方名の「人參」の「參」の字は、原文では、「クサカンムリの下に「浸」の字」である。以下、原則として細かな用字の指摘はしない。

東洞の「十二律方」は、『東洞先生家塾方』（安永九年〔1780〕、村井琴山・校定、『東洞全集』に収録）にも収録されているが、照合した結果、真齋は『丸散方』により記載していることが判明した。

大塚敬節は、東洞の稿本『丸散方』について、「平日調剤のために、編するところ、故に家に蔵して之を公にせず、但入門の者謄写し得るのみ。」「『丸散方』はまた『東洞先生家塾方』ともよばれたもの」と、述べている（『近世漢方医学書集成10、吉益東洞（一）』、解説）。しかし、『東洞先生家塾方』が二十三処方ほどの収録であるのに対して、刊本『丸散方』には四十処方ほどが収録されており、『東洞先生家塾方』の増補版が、すなわち刊本の『丸散方』であるといえよう。

・薬物名の「フルネーム表記」について

ここでは、その薬物名が「フルネーム表記」となっていることに注目してほしい。『真齋謾筆』では、ほとんどの薬物名が「一字薬名」（あるいは合成した一字薬名）で書かれていたからである。そして、それが、昌益の稿本『自然真営道』の原文によるものなのか、真齋によるものなのか、これまで判然としなかったからである。

ところが、『真齋聚方』の巻頭部分のNo.1から6までは、薬物名が「フルネーム表記」となっているのである。

このことから、安藤昌益の稿本『自然真営道』の薬物名は、「フルネーム表記」となっていたものを、真齋が「一字薬名」（あるいは合成した一字薬名）に変更した可能性が高いということが推察されるからである。

二番目に記載されている「○ 硝石大円」以下の処方群についても、それらの「出典」は、『丸散方』である。

「十二律方」の処方は、『真齋方記』では、巻頭ではなく、末尾近くに出ている。以下に、『真齋方記』(No.40~41)における記載と比較しつつ、まとめてみよう。

▼ 吉益東洞の「十二律方」の処方群について ▼

——真齋は、『丸散方』により記載している。

参考までに『錦城先生経験方』の処方も示す。

- ・〔処方名〕・
- ・『真齋聚方』・ 「東洞の十二律方」
- ・（『真齋方記』）・ {【 】は、別名}

▼・【大黃劑】・・・・・・『散丸方』の分類による。

- ①・人參大黃丸 【大簇丸】

（人參大黃丸）

- ②・硝石大円 【夾鐘丸】〔別名：硝石大円〕

（硝石大円）・・・・出典「千金方」による〔真齋、鈴木〕。

▼・【甘遂劑】・・・・・・『散丸方』の分類による。

- ③・三因控涎丹 【姑洗円】〔別名：控喘丹〕

（控涎丹）・・・・出典「三因極一病証方論」による〔真齋〕。

《参考》・『錦城先生経験方』には、「控涎丹」の記載が

七件あり、寿庵も頻用していた処方である。

- ④・外台如神丸 【仲呂丸】

（如神丸）・・・・出典「外台秘要」による〔真齋〕。

- ⑤・千金平水丸 【蕤賓丸】〔別名：平水丸〕

（平水丸）・・・・出典「千金方」による〔真齋〕。

《参考》・『錦城先生経験方』には、「平水丸」の記載が

二件ある。

▼・【大黃劑】・・・・・・『散丸方』の分類による。

- ⑥・甘連大黃丸 【林鐘丸】

（甘連大黃丸）

▼・【巴豆劑】・・・・・・『散丸方』の分類による。

- ⑦・備急円 【大呂丸】〔別名：備急円〕

（備急円）・・・・出典「儒門事親」or「和剂局方」による〔鈴木〕。

《参考》・『錦城先生経験方』には、「備急円」の記載が

三件ある。

▼・【大黃劑】・・・・・・・・・・『散丸方』の分類による。

⑧・浮石丸 【夷則丸】〔別名：浮石丸〕
(浮石丸)

《参考》・『錦城先生經驗方』には、「浮石丸」の記載が
一件あるが、これは「三物浮石丸」と一致し
ている。

▼・【甘遂劑】・・・・・・・・・・『散丸方』の分類による。

⑨・滾痰丸 【南呂丸】〔別名：滾痰丸〕
(滾痰丸)

《参考》・『錦城先生經驗方』には、「滾痰丸」の記載が
一件ある。

▼・【大黃劑】・・・・・・・・・・『散丸方』の分類による。

⑩・芎黃散 【応鐘散】〔別名：芎黃散〕
(芎黃散) ・・・出典「楊氏家藏方」による〔鈴木〕。

《参考》・『錦城先生經驗方』には、「芎黃散」の記載が
一件ある。

⑪・三黃丸 【黄鐘丸】〔別名：三黃丸〕
(三黃丸) ・・・出典「儒門事親」or「和剂局方」による〔鈴木〕。
《参考》・『錦城先生經驗方』には、「三黃丸」の記載が
二件ある。

▼・【輕粉劑】・・・・・・・・・・『散丸方』の分類による。

⑫・牡蛎角石丸 【無射丸】
(牡蛎角石丸)

これらの処方、原文にも「以上、十二律方 云」（『真齋方記』では、「以上、東洞為十二律方」）とあるように、吉益東洞の「十二律方」の処方である。これらは、古来の音階の十二律を冠した処方、東洞が多用している処方群である。「多くの丸散方の処方集で、十二律方は、始めに収載されることから十二律方は東洞の丸散方の中で特に重要なものであったことは疑いがない」（鈴木達彦）という。

以上の調査に当っては、鈴木達彦「吉益東洞十二律方の検討」（日東医誌 Kampo Med Vol.63 No.1 15-24 , 2012)を参照した。

●・【考察2】・●

『真齋聚方』の「十二律方」の処方群は、基本的に『真齋方記』でも同様に記載されている、と言える。『錦城先生經驗方』には、「十二律方」のうちの七処方が散見されるが、すべての内容が完全には一致していないものもある。

▼『真齋聚方』（No.2）の処方▼

●・「巴豆剂」・・・・・・・・・・〔『丸散方』の分類による〕

○・紫円・・・『丸散方』（一丁）による。〔『真齋方記』（No.41）にも、同文を記載。ただし、薬物名は「一字薬名」である（以下、同）。〕

・〈参考〉・「紫円」という処方名は、『錦城先生経験方』には、八件ほどみられ、真齋の父・寿庵が多用していたことがわかる。〔出典、千金方〕

○・巴豆鷓鴒菜丸・・・『丸散方』（二丁）による。〔『真齋方記』に記載なし。〕

○・疥癬摺薬・・・『丸散方』（三丁）による。〔『真齋方記』に記載なし。〕

▼『真齋聚方』（No.3）の処方▼

●・「輕粉剂」・・・・・・・・・・〔『丸散方』の分類による〕

○・前七宝丸・・・『丸散方』（四丁）による。

・〈参考〉・『錦城先生経験方』には、「七宝丸」があり、内容はこの「前七宝丸」とほぼ同一である。

○・後七宝丸・・・『丸散方』（四丁）による。

・〈参考〉・『錦城先生経験方』には、「七宝丸」の次に「後方」とあり、内容はこの「後七宝丸」とほぼ同一である。

○・続七宝丸・・・『丸散方』（五丁）による。

〔以上、七宝丸の三処方『真齋方記』に記載なし。〕

○・生々乳・・・『丸散方』（五丁）による。

「博案 此方非矣 ソッヒル 二十錢〔原文にはかねへんなし。

以下、同〕 炒綠礬 三十錢 食塩 三十錢 硝石 十錢

ヲ加ヘテ文火ヨリ武火ニテコレヲ焼ベシ。此方 極是矣 」

と、真齋による按文がある。〔文火＝弱火の意、武火＝強火の意〕

次に、

○・「 ソッヒル ノ方 炒綠礬 六十錢 炒食塩 九十錢

水銀 四十錢 焼而去滓又焼之則成潔白 」

と、真齋により「ソッヒルの方」という処方が追加されている。この「ソッヒル処方」とは、オランダ流の処方ということである（中西淳朗「古写本『長崎吉雄先生秘伝』について」、日本医史学会雑誌、46巻4号、2000）。真齋と蘭学とのかかわりにおいて注目される処方である。

〔以上、「生々乳」、「ソッヒル処方」とともに『真齋方記』には記載なし。〕

●・【考察3】・●

真斎が蘭方を、『真斎聚方』に記載していることは、すでに触れた（本誌、「PHN」31号、拙論参照）。真斎の父・寿庵が、杉田玄白らと交遊関係にあったこともすでに紹介した（本誌、「PHN」30号、拙論参照）。このような背景の中で、真斎の「ソッヒル処方」も理解されることが必要である。

この「ソッヒル処方」もまた、梅毒治療処方の「スウィーテンの水銀水治療法」（『紅毛秘事記』吉雄耕牛訳など）と同様に、オランダ通詞・吉雄耕牛から杉田玄白らへ、そして川村寿庵・真斎らへと、伝承された可能性が高い。「スウィーテンの水」の伝承などについては、片桐一男『江戸の蘭方医学事始——阿蘭陀通詞・吉雄幸左衛門耕牛』（丸善ライブラリー）に詳しい。

『紅毛秘事記』（吉雄耕牛訳、京都大学図書館・富士川文庫、写本）には、「ソッヒル」の「極細末・・・」とあり、「ソッヒル」という薬物名が見られる。「七宝丸」や「生々乳」などの「軽粉剤」は、主に梅毒の治療に用いられるものである。真斎が、東洞流の「七宝丸」や「生々乳」などの次に、蘭方の「ソッヒル処方」を追加していることには、必然性があつたのである。

蘭学者・長崎浩斎との交友のあつた中神琴溪（1744～1833）は、「七宝丸」や「生々乳」などの「軽粉剤」を多用して、梅毒の治療に成果をあげていたことで知られているが、蘭方までは用いていないようである。東洞流の「軽粉剤」処方と蘭方との関わりについては不明ということであるが（片桐、前掲書、225頁）、それに比べて、真斎が「生々乳」の処方を「此方非矣」と批評しつつ、蘭方の「ソッヒル処方」を推奨していることの意義は大きく評価されてよいであろう。

●・「軽粉剤」・・・・・・〔『丸散方』の分類による〕

○・梅肉散・・・『丸散方』（六丁）による。〔『真斎方記』（No.41）にも、同文が記載されている。〕

- ・〈参考〉・『錦城先生経験方』にも、「梅肉散」があり、内容は
この「梅肉散」とほぼ同一である。

▼『真斎聚方』（No.4）の処方▼

●・「軽粉剤」・・・・・・〔『丸散方』の分類による〕

○・白州散・・・『丸散方』（七丁）による。〔『真斎方記』（No.41）にも、同文が記載されている。〕

- ・真斎による按文あり。「博案一方有沈香減半 此方極是矣」
この一文のみ、『真斎方記』（No.41）にも記載されている。
- ・さらに真斎による按文あり。「禁方小牘曰、便秘者加大黄減半、此方蛮人之所啓発癰疽之良劑也。・・・・・・」。この按文から真斎の蘭方への評価があらためて注目されるべきである。
- 『禁方小牘』（讃岐、千野良岱元達著、「内篇、上・下」享和二年〔1802〕）には、多くの蘭方も収載されている。

●・【考察4】・●

『錦城先生経験方』には、「白州散」の「一方」として、「紅毛」と出典の示されている処方がある（37丁ウ）。真斎のみならず、すでに父・寿庵に時代から、川村家では、「蘭方」を使用していたことがここで確認できた。

○・興鼎丸・・・『丸散方』（七丁）による。〔『真斎方記』には記載なし。〕

○・龍葵散・・・『丸散方』（八丁）による。〔『真斎方記』には記載なし。〕

●・「大黃劑」・・・〔『丸散方』の分類による〕

○・礬黃散・・・『丸散方』（十三丁）による。〔『真斎方記』には記載なし。〕

●・「輕粉劑」・・・〔『丸散方』の分類による〕

○・礬黃加輕粉丸・・・『丸散方』（八丁）による。〔『真斎方記』には記載なし。〕

○・脇〔腋〕臭摺（わきが）薬・・・『丸散方』（九丁）による。

〔『真斎方記』（No.42）にも、同文が記載されている。〕

●・「大黃劑」・・・〔『丸散方』の分類による〕

○・承気丸・・・『丸散方』（十丁）による。〔『真斎方記』（No.41）にも、ほぼ同文が記載されている。〕

▼『真斎聚方』（No.5）の処方▼

●・「大黃劑」・・・〔『丸散方』の分類による〕

○・三物浮石丸・・・『丸散方』（十一丁）による。〔『真斎方記』には記載なし。〕『錦城先生経験方』の「浮石丸」と「主治文」を含めて薬物も完全に一致している。

○・鉄砂大黃丸・・・『丸散方』（十二丁）による。〔『真斎方記』（No.42）にも、同文が記載されている。さらに、「此方散尤妙也丸次之」という真斎の按文がある。〕

○・薏苡仁円・・・『丸散方』（十三丁）による。〔『真齋方記』には記載なし。〕

●・「雑方」・・・・・・・・・・・・・・・・〔『丸散方』の分類による〕

○・滑石礬甘散・・・『丸散方』（十六丁）による。〔『真齋方記』には記載なし。〕

○・蛻皮丸・・・『丸散方』（十六丁）による。〔『真齋方記』には記載なし。〕

○・五物大黃湯・・・『丸散方』（十七丁）による。〔『真齋方記』（No.41）にも、同文が記載されている。〕

○・桃花大黃湯・・・『丸散方』（十七丁）による。〔『真齋方記』（No.41）にも、同文が記載されている。〕

○・甘連大黃湯・・・『丸散方』（十八丁）による。〔『真齋方記』（No.41）にも、同文が記載されている。〕

○・石膏黃連甘草湯・・・『丸散方』（十九丁）による。〔『真齋方記』（No.41）にも、同文が記載されている。〕

▼『真齋聚方』（No.6）の処方▼

●・「雑方」・・・・・・・・・・・・・・・・〔『丸散方』の分類による〕

○・甘草湯「千金」・・・『丸散方』（十八丁）による。〔『真齋方記』には記載なし。〕

○・黃連解毒湯・・・『丸散方』（十八丁）による。〔『真齋方記』（No.41）にも、同文が記載されている。〕

○・鷓鴣（しゃこ）菜湯・・・『丸散方』（十九丁）による。
〔『真齋方記』（No.42）にも、同文が記載されている。〕

○・解毒剤・・・『丸散方』（十九丁）による。〔『真齋方記』には記載なし。〕

・「忍冬」のところに「博 用花」、「和大黃」のところに
「博 用唐大黃」と、真齋による注がある。

- ・〈参考〉・『錦城先生経験方』にも、「解毒剤 香川」があり、
薬物はこの「解毒剤」と同一である。

●・【考察5】・●

以上が、『真齋聚方』No.6までの処方である。ほとんどが『丸散方』によるものである。そして『真齋方記』に記載のない処方も多い。

しかし、『錦城先生経験方』を受け継いだ処方がみられること、薬物名が、ここまでは「フルネーム表記」であることには、注目しておくべきである。

◇ 4. 『真齋聚方』の巻頭部分（No.8～28）および『真齋方記』
（No.1～46）の成立過程と『類聚方集覧』について
——『真齋聚方』の巻頭部分および『真齋方記』における
「真齋による按文など」の紹介と考察

（1）『真齋方記』についてのこれまでの研究について

川村真齋の『真齋方記』については、これまで「『類聚方』の写本であり、それに「博按ず」という書き込みがあることが判明した。書き込みの量は少ないが・・・」（『安藤昌益全集』増補篇二、『真齋謾筆』解説・中村篤彦、二〇〇四）との紹介がなされて以後、その他の文献はすべて中村の解説を引用してきた。

『真齋方記』の発見者である山崎庸男も、中村の解説から「『類聚方』の写本」としている（山崎『安藤昌益の実像』、二〇一六）。

八重樫新治も、「宝暦十二年に刊行された『類聚方』を目の前に置いて書き写したものと考えてよいだろう。（現代版の活字本と照合したが、処方の並びは一致している。）」と述べている。八重樫は、中村の解説を前提とした上で、「処方の並び」の一致のみを確認して、『類聚方』の写本としている（「しらべるかい」第8号、2011年12月）。しかし、以下に述べるように、『真齋方記』の成立については、これまでの解説では極めて不十分なことが判明したのでここに報告したい。

（2）『真齋方記』の成立と東洞の『類聚方』・『方極』について

実は、『類聚方』（吉益東洞、一七〇二～一七七三、明和元年〔一七六四〕刊行、宝暦十二年は刊行年ではなく東洞が「自序」を書いた年である。）を筆写しただけでは、『真齋方記』は成立しえないのである。

なぜなら、各処方名の下にある「治〇〇〇〇〇」という「主治文」は、東洞の『方極』（明和元年〔一七六四〕刊行）の文章だからである。

そして、東洞の『類聚方』と『方極』を前にし、この二著だけを合体しただけでも、『真齋方記』は成立しえないことがこのたび判明したのである。

（3）『真齋聚方』（巻頭部分）および『真齋方記』の成立

このたび、『真齋聚方』の巻頭部分（No.8～28）の処方群と『真齋方記』（No.1～46）の処方群に内容的同一性があることがわかり、それらの「出典」を探求する過程において、筆者は、それらの「出典」のすべてが『類聚方集覧』であることを突き止めることができた。

すなわち、真齋はまず『類聚方集覧』から『真齋聚方』の巻頭部分（No.8～28）を記載し、後に再度『類聚方集覧』を前にして『真齋方記』の作成を行ったのである。

『類聚方集覧』（雉間陽谷・標註、享和三年〔1803〕刊）は、東洞の『類聚方』や『方極』などを基礎として、雉間陽谷が多くの「標註」（頭注）を書き加えたものである（「煥按・・・」などのいわゆる「按文」を加えているところもある）。

したがって、八重樫らのように「処方の並び」の一致のみを確認すると、確かに『類聚方』と一致する。しかし、『真齋聚方』『真齋方記』のすべての内容を比較すると、『類聚方』とは、一致しない内容が多数あるのである。なぜなら、真齋は、雉間陽谷の「標註」（頭注）の部分からも、多数の文章を記載しているからである。

『類聚方集覧』は、真齋に時代には相当数読まれていた書物である。

それは、尾台榕堂の『類聚方広義』（安政三年〔1856〕刊）の成立にも貢献しているものである。真齋は、嘉永五年〔1852〕に没しているので、榕堂の『類聚方広義』には接していない。

榕堂の『類聚方広義』は、安政三年以後には、東洞の『類聚方』よりも読まれている観があり、それは現代における漢方診療学においてもなおバイブルとしての地位を確保している書物であると言える。

（４）『真齋聚方』の巻頭部分と『真齋方記』との比較、および

『類聚方集覧』との比較の概要について

それはともかくとして、以下に『真齋聚方』の巻頭部分（No.8～28）の処方群と『真齋方記』（No.1～46）の処方群との比較、および

『類聚方集覧』との比較の概要について見るために、いくつかの処方例をあげてみよう。

『真齋聚方』（No.8～28）は、『真齋方記』（No.1～46）に対応しているが、『真齋方記』は、『真齋聚方』の巻頭部分の大幅な増補版なのである。

▼A=『真齋聚方』（No.8）・・・B=『真齋方記』（No.2）の処方例▼

○ 桂枝加芍薬大黃湯 治桂枝加芍薬湯證而有停滯者

桂 棗 生姜（＊） 各六分 芍 一錢二分 甘 四分
将 二分

・以上の記載は、A、Bともに同文であるが、Aの「将」〔大黃〕

はBでは「大」である。（＊）印は「一字薬名」表記（以下同）。

・「六分」などの分量表記は、すべて「小文字」であるが、

ここでは並文字にて示す。「一錢」の「錢」は、「かねへん」

なしの文字である。〔以下、同〕

・Bでは、これに次のような真斎の按文が追加されている。

①「博案 此大黄二分者与古之大黄不同 今之大黄者

倍加之可也」

②「分量従分量考 実応其機而已」〔小文字〕

①は、真斎の按文となっているが、『類聚方集覧』の「標註」にも

「宜倍加大黄」とある。②も真斎の文である。ここで真斎のいう「分量考」とは、『古方分量考』（立花貞庵・著校、寛政五年〔1793〕刊〔初刊〕）のことである。ちなみに、この処方の「分量」の記述は、『古方分量考』および『類聚方集覧』と同じである。『類聚方集覧』は、その編纂にあたり『古方分量考』などを参照しているものと思われる。

▼A=『真斎聚方』（No.9）・・・B=『真斎方記』（No.2）の処方例▼

○ 烏頭桂枝湯 「治・・・」〔A・Bは同文〕

烏頭〔Aは烏〕 三銭 「以水・・・」〔A・Bは同文〕

・Bの「按若軽病・・・」の按文は、原文の割注にあるもので、
換によるもの。

・Bの最後にある「此説極是矣」は、真斎のものである。真斎の
按文は、普通は「博案」「予」などと記されているが、このよ
うな短文のものには、そのような表記がないものもある。

▼A=『真斎聚方』（No.11）・・・B=『真斎方記』（No.6）の処方例▼

○ 茯苓戎塩湯

・Bには、「一説 代戎塩以青塩尤可也云 博 以芒硝代之」

とあるが、「博・・・」の部分が真斎の文である。「一説・・・」の
文は、『類聚方集覧』の標柱によるもの。

○ 葵子茯苓散

・Bには、「小便不利腫満者 博 此方 加滑芒痛用之」との真
斎の文がある。

○①苓姜朮甘湯

甘 朮 各五分 干姜（＊） 苓 各一銭

・Bには、上記の薬物の記載なし〔真斎の記載漏れである〕。

・Aには、「以水一合二勺煮取六勺」の文があるが、Bではこの

一文が省略されている。このような「以水・・・」の文の省略は、この処方に限らず『真斎方記』の多くの処方
において見ら

れるものである。Bには多数記載されているところの「以水・・・」

の文章の省略は、『真斎方記』の記載における大きな特徴の一つ

である。

- ・Bには、『類聚方集覧』の本文と標柱から、一文ずつ追加されている。

○②苓桂朮甘湯　〔主治文、薬物の記載はA・Bともに同じ〕

- ・Bには、『類聚方集覧』の本文と標柱から、四文が追加されている。

○③苓桂甘棗湯　〔主治文、薬物の記載はA・Bともに同じ〕

- ・Bには、『類聚方集覧』の本文と標柱から、四文が追加されている。
- ・最後に「此三方活用之則奏奇効也。博屢用之驗」と真斎の一文がある。「此三方」とは、上記の三処方〔①～③〕である。

『真斎方記』における真斎の按文などの内容は、真斎自身の診療体験を集大成した内容のものが多い。それは、『真斎聚方』における真斎の按文の数と比較すると、『真斎方記』の方が格段に多く記載されているからである。これが書名を『真斎方記』とした所以であろう。

すなわち、『真斎方記』は、川村真斎の診療経験の集大成にほかならないものであると言えよう。

(5) 『真斎聚方』の巻頭部分および『真斎方記』における

「真斎による按文など」のすべての紹介と考察

▼▼以下においては、おもにBの真斎による按文などを、すべて紹介して、今後の研究に資することにした。なぜなら、『類聚方集覧』とAとBとの全文照合をしなければ、どれが真斎による文章なのかがわからない部分もあるからである。

したがって、以下では、AとBとの比較については、必要最小限度とし、AとBにおける真斎による按文などをすべて示し、考察を加えることにしよう。▼▼

▼A=『真斎聚方』(No.13)・B=『真斎方記』(No.10)の処方▼

〔C=『類聚方集覧』〕

○ 牡蠣湯

- ・Bには、「博案　骨蒸家等ハ本文之説而可也　至瘡疾則吐亦用之可也」と真斎の按文があるが、Cの標柱には「骨蒸家宜随證服此」とある。〔骨蒸とは、骨が蒸されるように熱く感じる熱のこと。〕

▼A=『真斎聚方』(No.14)・B=『真斎方記』(No.11)の処方▼

○ 大青龍湯

・Bの最後に、「大青龍湯者發汗之甲劑也」と真齋の文がある。

○ 越婢加朮湯

・Bには、「博 此方加朮」と真齋の文がある。

▼A=『真齋聚方』（No.14）・B=『真齋方記』（No.12）の処方▼

〔C=『類聚方集覧』〕

○ 葛根黃連黃芩湯

・Bには、「東洞曰・・・」の文の次に「是所謂法語也」との真齋の文がある。「東洞曰・・・」の文は、Cでは、「葛根湯」の本文についての、標柱であり、その原出典は東洞の『類聚方』における「葛根湯」の末尾にある「為則〔東洞〕按・・・」の文章である。

真齋は、この文章が『類聚方』における本方「葛根湯」の東洞自身による按文であると理解した上で、敬意と重要性を含めて「法語」と表現しているのである。したがって、真齋は、『類聚方集覧』により『真齋方記』を作成してはいるが、当然のことながら、東洞の『類聚方』をも参照していることは、言うまでもないことである。

▼A=『真齋聚方』（No.15）・B=『真齋方記』（No.13）の処方▼

○①柴胡加桂枝湯

・Bには、「博案 桂枝加桂 桂枝加芍藥 桂枝加葛根
桂枝加黃芩湯等則必非合方也」と真齋の文がある。

○②柴胡姜桂湯

○③柴胡加龍骨牡蛎湯

・Aには、「一説 此方 小柴胡湯加龍骨牡蛎湯也
含章齋 大柴胡湯加龍骨牡蛎湯也」
「博案 右三方 応症用之」とある。

・Bには、「一説 此方 小柴胡湯加龍蛎

或 大柴胡湯加龍蛎」とある。

・Aの「一説・・・」の文も真齋の文である。「含章齋」とは、
和田東郭（1743～1803）の別号である。東郭の『蕉窓方意解』
（文化十年〔1813〕刊）の「柴胡加龍骨牡蛎湯」には、「是亦
大柴胡湯方中ニ於テ龍骨四兩牡蛎五兩ヲ加ヘタルモノ也」と
ある。真齋は、この文によっている。「右三方」とは、上記の

①～③である。東郭は、一般には「折衷派」といわれているが、
「折衷派というのは、当時の後世方派、古方派以上に、治療に
有益と思われる手段を貪欲に自己の薬籠中に取り込んだ医師
のことである」（小山誠次『註釈百疾一貫一和田東郭医学の階
梯』、序）という。これは、まさに川村真斎の医学的立場その
ものにほかならないであろう。

- ・矢数道明は、「柴胡加竜骨牡蛎湯」の解説において、「小柴胡湯
あるいは大柴胡湯に竜骨・牡蛎を加える意味で柴胡加竜骨牡
蛎湯というものと、中西惟忠・宇津木昆台のように、全く独立
した方名として柴胡加竜骨牡蛎湯というべきであると唱える
ものがある」と述べている（矢数『臨床応用漢方処方解説』
増補版、創元社）。
- ・『錦城先生経験方』では、「柴胡加龍骨牡蛎湯」は「癲癇」
「狂」、および「遺精」の項で使用されている。

▼A=『真斎聚方』（No.17）・B=『真斎方記』（No.20）の処方▼

○ 桃核承気湯

- ・Bには、「博案 催生者可与桂枝茯苓丸 小腹急結者可与此
湯」と、真斎の按文がある。
- ・『錦城先生経験方』には、「桃核承気湯」が一件ある。

▼A=『真斎聚方』（No.17）・B=『真斎方記』（No.21）の処方▼

○ 甘草粉蜜湯

- ・Aの「一説・・・」の文は、「一説」の二字のみが真斎のもので、
以下は、Bにも記載されている文の中ほどを省略したもので
ある。ここには「余謹案」など『類聚方集覧』の編著者である
暁谷による按文が記載されているので、注意が必要である。
- ・Aの「予用米粉」は、真斎のもので、これがBでは「真斎粉用米粉也」となっている。

▼A=『真斎聚方』（No.18）・B=『真斎方記』（No.23）の処方▼

○ 通脉四逆加猪胆汁湯

- ・Aには、「予以黄金水煮此湯有驗
家君代之以熊胆得効最奇驗矣」とある。
- ・Bには、「家君以熊胆代之屢用之大効因 博記之」とある。
- ・「熊胆」の代用については、尾台榕堂の『類聚方広義』（安政三

年〔1856〕刊）の同処方の頭注に記載があるが、これは真斎没後の書であるから、真斎の記述は、家君である父・寿庵に由来するものである。

・「熊胆」の代用については、龍野一雄も可としている（龍野編著『改訂新版・漢方処方集』）。

▼A=『真斎聚方』（No.18）・B=『真斎方記』（No.24）の処方▼

○ 白通加猪胆汁湯

・Bには、「博案 以人尿汞黄金水者直以下通也」と真斎の按文がある。

▼A=『真斎聚方』（No.19）・B=『真斎方記』（No.24）の処方▼

○ 烏頭湯

・Bには、「五藏者肺心肝腎脾也 五府者胆小腸大腸膀胱胃也 良仲子曰四藏四府也 脾胃者真也」と真斎の文がある。

「良仲子」とは、言うまでもなく安藤良中（昌益）であり、通説の五行論による臓腑論に対する昌益の四行論による臓腑論の紹介である。

ここでわざわざ真斎が「良仲子」の説を紹介するのは、この『真斎方記』の成立以前に、すでに『真斎謾筆』などを作成していたからではないだろうか。

真斎は、

①『真斎聚方』、②『真斎謾筆』など、③『真斎方記』の順番で、これらを作成したのではないかと、私は考える。

▼A=『真斎聚方』（No.19）・B=『真斎方記』（No.25）の処方▼

○ 赤丸

・Bには、「厥逆惡寒心下悸者」の一文がある。これは、『類聚方集覧』の文章ではない。そして、真斎の文でもない。

これは、『方機』の「赤丸」の末尾の一文である。すなわち、真斎は、『方機』（文化八年〔1811〕刊、東洞口授、乾省守業筆記、殿経文緯校訂）をも参照していることが判明したのである。

▼A=『真斎聚方』（No.20）・B=『真斎方記』（No.27）の処方▼

○ 梔子厚朴湯

・Bには、「博 此方 加大黄 治發黃」と真斎の文がある。

▼A=『真齋聚方』（No.20）・B=『真齋方記』（No.28）の処方▼

○ 瓜帯散

- ・Bには、「博案 吐方之術 吐方篇 吐方考 等可并見

凡欲用吐方則可觀小腹実者焉

小腹虚者必勿用矣 」と、真齋の按文がある。

- ・Bの末尾には、「此論不然 予従五分至一錢屢用之得効

古方者液雖日多用之口説而已 」と、真齋の文がある。

- ・「吐方篇」とは、荻野元凱『吐方篇』（宝暦十四年〔1764〕刊）であり、「吐方考」とは、永富独嘯庵の『吐方考』（宝暦十三年〔1763〕刊）である。独嘯庵は、山脇東洋の門下であるが、長崎において吉雄耕牛について蘭学も学んでいる。その医学的立場が、真齋の立場と近似しているのは偶然ではない。

独嘯庵と山脇東門が、越前の奥村良竹のもとで、吐方を学んでいることは良く知られている。その東門に入門した安藤周伯、その門人・川村寿庵から、真齋へと伝承された処方群を大切にする真齋がここにいる。

この「吐方」の重要性は、もともと『傷寒論』『金匱要略』に論じられている。それは、大塚敬節『傷寒雑病論・要方解説』の「瓜帯散」の項にも要約されている。

ちなみに、『錦城先生経験方』の「傷寒」の項には、「瓜帯散」の処方がある。

▼A=『真齋聚方』（No.20）・B=『真齋方記』（No.29）の処方▼

○ 文蛤散

- ・Aには、「家君 此症多用五倍 予 亦用之数得効

本草 五倍子一名文蛤也 」と、真齋の文がある。

- ・Bには、「此文蛤 或五倍子一名也ト云 本草 五倍子一名文蛤 用五倍子得効多矣 不可輕見焉 」と、真齋の文がある。

- ・Aに、「家君」とあるが、『錦城先生経験方』に「文蛤散」は見られない。しかし、ここでも真齋が父・寿庵の臨床経験を大切に受け継いでいることがわかる。

「本草」とは、『本草綱目』である。『本草綱目』の卷三十九

「五倍子」の項の「消渴飲水」には、「五倍子・・・日三服。

危氏得効。」とある。

▼A=『真齋聚方』（No.21）・B=『真齋方記』（No.29）の処方▼

○ 半夏乾姜散

- ・Bには、「博案 即土醬水也」と、真齋の按文がある。

この「土醬〔漿〕水」とは、「土」と「水」を大きな器に入れ、

かきまぜた後に沈殿させた上澄みのこと。

▼A=『真齋聚方』(No.22)・B=『真齋方記』(No.32)の処方▼

○ 防已茯苓湯

- ・Bには、「一説 木防已之木字者朮字誤也 云々」と、真齋の文がある。
- ・「木防已」を「朮防已」と記す「版本や書もあり、・・・いま日本は一般に両者を区別しない」という(真柳誠「漢方一話 処方名のいわれ」18 防已黄耆湯、『漢方診療』13巻10号)。

▼A=『真齋聚方』(No.23)・B=『真齋方記』(No.33)の処方▼

○ 枳朮湯

- ・Bには、「博於此論不取 予此方合他方得効多矣」と、真齋の文がある。これは『類聚方集覧』の編著者・暘谷が標柱で「合方」を否定していることに対する反論である。

▼A=『真齋聚方』(No.23)・B=『真齋方記』(No.35)の処方▼

○ 赤石脂禹余糧湯

- ・Bには、「一説 真武湯ト云」と、真齋の文がある。

▼A=『真齋聚方』(No.24)・B=『真齋方記』(No.35)の処方▼

○ 大猪胆汁湯

- ・Bには、「近年 蘭方 スホイト フ多ク用ユト雖モ 予ハ 古方ヲ用ユル也」と、真齋の文がある。
- ・この処方は、便秘を治すものなので、「スホイト」とは、「スポイト」式浣腸のことであろうと思われる。
- ・真齋は、蘭方をも使用する人であるが、おもに「古方」により治療した人であることがわかる。

▼▼「既試方」より▼▼

▼▼『真齋方記』(No.38)には、「類聚方既試方ト云」とあり、ここの「射干麻黄湯」以下の十四処方は、『類聚方集覧』では、「目録」の次の巻頭部分に「既試方」として収録されているものである。▼▼

▼A=『真齋聚方』(No.26)・B=『真齋方記』(No.39)の処方▼

○ 麦門冬湯

- ・Aには、「博按 此方枯燥虚羸等症用朝鮮人參有奇驗」と、

真斎の按文がある。「虚羸」（きょりい）とは、精気がなく、体がやせ細っていること。昌益が使用しなかった人参を真斎は、使用している。ここに真斎の臨機応変な医学的立場を見ることができる。

▼A=『真斎聚方』（No.26）・B=『真斎方記』（No.39）の処方▼

○ 栝葉湯

- ・Aには、「博 馬通汁代童便」と、真斎の文がある。
 - ・尾台榕堂『類聚方広義』の頭注に「馬通汁今代童便」とある。
- 真斎の処方、実に先進的なものであった。「馬通汁」とは、新鮮な馬糞に水を混ぜて絞った汁のこと。

▼▼『真斎方記』（No.40～41）については、すでに本稿の「2. 吉益東洞の処方『十二律方』の記載と『古方兼用丸散方』について」において、述べておいた。▼▼

▼▼『真斎方記』（No.41～42）についても、すでに本稿の「3. 『真斎聚方』の巻頭部分（No.2～8）の処方群の「出典」の考証、および『真斎方記』（No.41～42）との比較と考察」において、述べておいた。▼▼

5. 『真斎聚方』の巻頭部分（No.27～34、52）と

『真斎方記』（No.42～46）の処方群の「出典」と比較

▼A=『真斎聚方』（No.27）・B=『真斎方記』（No.42）の処方▼

○ 四逆散 〔傷寒論〕

- ・Aには、「和田家分量之四逆散」として、「甘 六分 枳 三分 柴 八分 芍 一錢四分」とある。
- ・Bには、「枳破水漬炙乾」とある。
- ・「和田家分量」とは、和田東郭の処方のことである。「和田家ニテハ雜病人、百人治療スレバ五～六十人ハ此方ニ加減シテ用ユト門人ノ話ナリ。」（矢数道明『臨床応用漢方処方解説』より、原出典は目黒道琢『餐英館療治雑話』）とある。

○ 竹筴温胆湯 （『万病回春』）

- ・AとBの内容同じ。

▼A=『真斎聚方』（No.28）・B=『真斎方記』（No.42）の処方▼

○ 生脉散 （『辨惑論』）

・AとBの内容同じ。

○ 加味生脉散 （『南陽活人書』、『医学入門』）

・Bには、「本出活人」と真斎の文がある。これは、原出典の『傷寒類証活人書』（『南陽活人書』）のこと。

○ 参胡芍薬湯 （『医学入門』）

・AとBの内容同じ。

▼A=『真斎聚方』（No.27）・B=『真斎方記』（No.43）の処方▼

・○Aには、「導赤各半湯」（『傷寒六書』）がある。

・○Bには、「瀉心導赤散」（『寿世保元』）がある。

○ 升陽散火湯 （『傷寒六書』）

・Bでは、二行ほどが追加されている。

▼A=『真斎聚方』（No.52）・B=『真斎方記』（No.43）の処方▼

○ 補中益気湯 （『万病回春』、『脾胃論』）

・Bには、「予於此語有説」と、真斎の文がある。

▼A=『真斎聚方』（No.？）・B=『真斎方記』（No.43）の処方▼

○ 加減益気剤

・Aでは、「記載箇所」が不明である。

▼A=『真斎聚方』（No.41）・B=『真斎方記』（No.43）の処方▼

○ 理中安虫湯 （『万病回春』）

・Bでは、一行ほど少なくなっている。

▼A=『真斎聚方』（No.28）・B=『真斎方記』（No.44）の処方▼

○ 復元湯 （『寿世保元』）

▼A=『真斎聚方』（No.？）・B=『真斎方記』（No.44）の処方▼

○ 温経益元湯 （『傷寒六書』）

・Aでは、「記載箇所」が不明である。

▼A=『真斎聚方』（No.34）・B=『真斎方記』（No.44）の処方▼

○ 犀角地黄湯 （『備急千金要方』）

・Bには、処方名が「本方犀角地黄湯」とある。

- ・Bには、「温疫論用此方」と、真斎のものと思われる文がある。
- ・Aには、『温疫論』からの引用文がある。

▼A=『真斎聚方』（No.35）・B=『真斎方記』（No.44）の処方▼

○ 犀角地黄湯（『万病回春』）

- ・Bには、処方名が「加味犀角地黄湯」とある。
- ・Aには、「博按 此方応症可活用」と、真斎の按文がある。

- ・Bには、「一方 無連」と、真斎の文がある。これは、前項の「犀角地黄湯」（『備急千金要方』）のこと。これには確かに「連」（黄連）が使用されていない。

▼A=『真斎聚方』（No.32）・B=『真斎方記』（No.44）の処方▼

○ 達原飲（『温疫論』）

- ・Bには、「温疫一般之時加柴葛可用之 真斎」と、めずらしく「真斎」の署名がある。

○ 三消飲（『温疫論』）

- ・AとBの内容同じ。

▼A=『真斎聚方』（No.32）・B=『真斎方記』（No.45）の処方▼

○ 柴胡清燥湯（『温疫論』）

- ・AとBの内容同じ。

○ 柴胡養榮湯（『温疫論』）

- ・AとBの内容同じ。

○ 承気養榮湯（『温疫論』）

- ・AとBの内容同じ。

○ 承気養榮湯（『温疫論』）

- ・AとBの内容同じ。

▼A=『真斎聚方』（No.33）・B=『真斎方記』（No.45）の処方▼

○ 養貝養榮湯（『温疫論』）

- ・AとBの内容同じ。

○ 柴胡湯（『温疫論』）

- ・AとBの内容同じ。

▼A=『真斎聚方』（No.34）・B=『真斎方記』（No.45）の処方▼

○ 托裏拳班湯（『温疫論』）

・AとBの内容同じ。

▼▼以上で、『真斎方記』（No.42～46）は、終了している。ここには、おもに「後世方」の処方が多くみられる。これは真斎の医学的立場を考える上で重要である。真斎を単に「古方家」と規定することは、誤りであろう。真斎の医学的立場は、臨床に貢献する処方群から幅広く学ぶということである。その立場は、科学的手法にほかならず、現代医学の方法に通じるものであると言っても過言ではないであろう。▼▼

◇ 6.『真斎聚方』『真斎方記』における真斎の「筆写・抄出方法」などから、

『真斎謄筆』と稿本『自然真営道』との内容的同一性について考える

——結びにかえて

上記の「4.」節の（4）、（5）において『真斎聚方』巻頭部分と『真斎方記』における真斎の按文などのすべてを紹介し、考察を加えたが、これらの真斎の按文などを除いた文は、すべて『類聚方集覧』の文章である。その『類聚方集覧』の文章を、真斎はほとんどそのまま記載していることがわかる。「一字薬名」の使用や一部に若干の文章の省略などもみられるが、基本的に原文の内容を忠実に反映していることもわかった。「5.」節での出典は、他の古典医学書からのものであるが、ここでも、真斎は基本的に原文の内容を忠実に記載していることがわかった。

このような真斎の筆写・抄出方法などから、われわれは、真斎の『真斎謄筆』と昌益の稿本『自然真営道』との内容的同一性について、あらためて考察しておくことが求められる。

すなわち、真斎は『真斎謄筆』において、昌益の稿本『自然真営道』を書き下してはいるが、その原意や内容を改変してはいないであろう、と推定される。フルネームの薬物名を一字薬名などに省略はしているが、処方の内容的変更まではしていないものと考えられる。

以上から、私は、真斎の『真斎謄筆』は昌益の稿本『自然真営道』の内容を十二分に反映したものであろうと結論したい。100パーセントとは言わないが、80～90パーセントの内容を維持しているものと考えている。

今後の昌益研究においても、『真斎謄筆』は昌益の稿本『自然真営道』の内容を十分に反映した書物として、その重要性にかわりがないことをここに強調しておきたい。

[2018年7月30日、PHN（思想・人間・自然）、第32号、PHNの会発行]

[2018年7月30日、和田耕作（C）、無断転載厳禁]